

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案	
担当部局	国土交通省住宅局住宅政策課 国土交通省住宅局住宅生産課	電話番号: 03-5253-8505 電話番号: 03-5253-8510 e-mail: g.HOB_JSE@mliit.go.jp e-mail: seisan@mliit.go.jp
評価実施時期	平成20年2月25日	
規制の目的、内容及び必要性等	長期優良住宅建築等計画の認定制度を創設し、認定計画実施者に対して認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができることとすることで、長期優良住宅建築等計画の適切な実施を確保し、長期優良住宅の普及の促進を図る。	
	法令の名称・関連条項とその内容	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条
想定される代替案	報告徴収を、法令に基づかない任意の措置として実施する。	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	報告徴収に応じる負担が必要となるが、その費用は僅少
	(行政費用)	特段の体制強化等を行う必要はなく対応可能なものであり、その費用は僅少
	(その他の社会的費用)	-
規制の便益	便益の要素	
	長期優良住宅建築等計画の認定制度が円滑に実施され、長期優良住宅の普及の促進が図られる。	認定計画実施者が任意の報告徴収に応じない場合、認定制度の円滑な実施が確保されない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	認定計画実施者及び所管行政庁に一定の費用が発生するものの、本案によって得ることができる認定制度の円滑な実施の確保という便益は長期優良住宅の普及のために必要不可欠なものであるため、便益が費用を大きく上回る。費用を上回る便益を確実に得られる点で、本案の方が代替案より優れている。	
有識者の見解その他関連事項	経済財政改革の基本方針2007(平成19年6月19日閣議決定) 第168回国会内閣総理大臣所信表明演説 第169回国会内閣総理大臣施政方針演説	
レビューを行う時期又は条件	附則第2項において、法律の施行後10年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。 平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	
備考		